# 浜松アワード規約

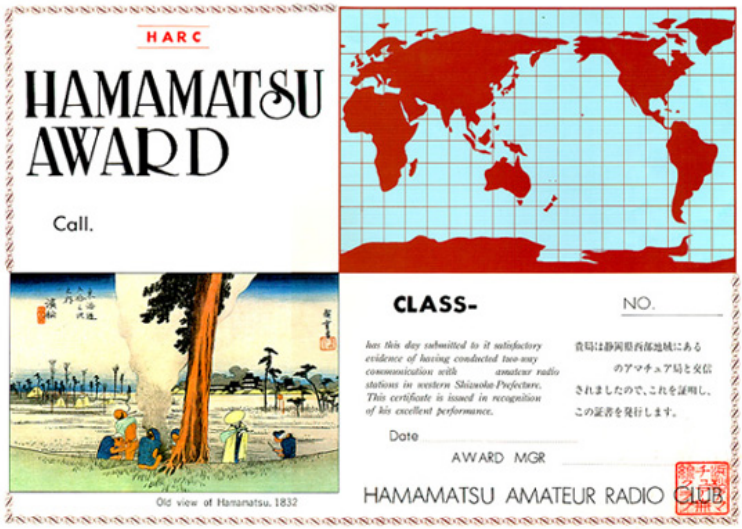


アワード用紙　Ｂ４版

Class A ---５００枚の QSL カードを取得する。
Class B---３００枚の QSL カードを取得する。
Class C---１００枚の QSL カードを取得する。
Class E---　５０枚の QSL カードを取得する。
(※Class D は設けてありません)

**発行者**…浜松アマチュア無線クラブ
**ルール**…静岡県西部地区の「浜松市中区、東区、西区、南区、北区、浜北区、天竜区、磐田市、掛川市、袋井市、菊川市、御前崎市、湖西市、周智郡、旧天竜市、旧浜北市、旧引佐郡、旧磐田郡、旧浜名郡、旧周智郡、旧小笠郡」で運用（移動運用も可）するアマチュア局と交信(受信)して、５０枚以上の QSL カードを取得する。

**周波数帯**…すべてのアマチュア・バンド
**電波形式**…すべての電波形式
**申請**…JARL 制定アワード申請書・申請書 C　≪QSL カード誓約欄≫を必ず記入する。
海外のアマチュア局は２名以上のアマチュア局の証明を要する。
QSL カード・リストは、区、市、郡名（町村は無関係）を明らかにし、コールサイン順に記入すること。(移動運用の QSL は同じ日であっても、移動地の区・市・郡が異なれば有効。西部地区との交信アワードにつき、周波数帯別の交信の申請は無効になります。）すべての QSL カードには、RST によるシグナル・レポートが記入されていると共にＲ：３，Ｓ：３，Ｔ：６以上であること。
**申請書の形式**…Ａ４版、JARL 形式を推奨する。　**特記**…バンド、モード。
**有効な交信**…1975 年 3 月 9 日以降の交信。
**申請料**…国内 500 円の無記名定額小為替、海外４IRC。
浜松アマチュア無線クラブ員は申請料を免除する。
**申請者の移動範囲制限**…同一都道府県で常置場所以外の交信は、QSL カード・リストの備考欄に区・市・郡名を記入のこと。
電波法令、アマチュア・バンド使用区分等に違反して運用した局には、発行しないことがある。
**申請書送付先**…〒433－8122　静岡県浜松市中区上島１－２４－９
浜松アマチュア無線クラブ　アワード担当　JJ2FUQ　三ッ谷　美　一